

墨田区新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

平成25年4月の「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の施行に伴い、「政府行動計画」及び「東京都行動計画」が新たに策定されたことを踏まえ、各計画との整合性をとりつつ、特措法で規定された新たな事項を加え、墨田区の新型インフルエンザ等の対策について、新たに行動計画を策定

墨田区行動計画の概要

- 1 位置づけ ○ 区における新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や区が実施する対策を示し、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合は弾力的な運用ができるよう対策の選択肢を示すもの
- 2 主な内容 ○ 東京都行動計画との整合性をとりつつ、新型インフルエンザ等の発生段階に応じた対策を記載
○ 区長を本部長とする対策本部を中心とする実施体制を整備(平成25年3月、墨田区新型インフルエンザ等対策本部条例を制定)

計画の構成

- (1) はじめに 特別措置法の制定、国・都の取り組みの経緯、墨田区の行動計画
- (2) 基本的な方針 基本的考え方、対策の目的、被害想定、発生段階の考え方、対策実施上の留意点
- (3) 国、都及び区 基本的な責務、区の実施体制等の役割
- (4) 対策の基本項目 サーベイランス・情報収集、情報提供・共有、区民相談、感染拡大防止、予防接種、医療、区民生活及び区民経済の安定の確保
- (5) 各発生段階 未発生期、海外発生期、国内発生早期、都内発生早期、都内感染期、小康期

発生段階に応じた主な対策

【対策の目的】

- 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を守る。
- 区民生活及び区民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

